

保育料の見直しについて（案）

1 保育料の概要

子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）における教育・保育の利用者負担は、国の定める基準額を上限として、市町村が設定することとされています。

国の示す利用者負担のイメージでは、応能負担の考え方を基本として、世帯の所得状況その他事情をふまえて、基準額が示されています。

2 保育料見直しで検討したいこと

葉山町が保育料見直しで検討したいことは、次の3つの検討を行うものとしします。

（1）所得階層の細分化

階層区分の町民税所得割課税額の間差額シミュレーション
（資料3）

保育所保育料（案）のシミュレーション
（資料4 - 1 . 2 . 3）

（2）幼稚園と保育所の保育料の不均衡を改善

幼稚園保育料と保育所保育料（案）の比較 （資料6）

（3）保育認定の保育標準時間と保育短時間の保育料の見直し

3 対応（案）

（1）所得階層の細分化

階層区分の町民税所得割課税額の間差額シミュレーション

（資料3）

現行の町の保育料は所得階層を11階層で設定しています。この所得階層の分け方は各市町村によって違いがあります。また、所得階層をより細分化し、低所得者への対策を講じる必要があります。

各委員からの意見

所得階層の細分化は、所得の低い世帯にとっては、1千円単位でも細分化して欲しいと願うところだと思う。町がどの程度までの細分化ができるかだと思う。

所得に恵まれている世帯には、ある程度の負担をいただくことも必要かと思う。同じ子どもなのに格差をつける必要はないという議論が出た市町村もあるようで、どの市町村もゆとりの運営ができるわけではないので、割り切りは必要かと思う。

(案の1) 各階層の町民税所得割課税額の間差額を一律にし、階層を細分化していく。

(案の2) 国の基準額をベースに各階層の町民税所得割課税額の間差額を低い階層から高い階層へ段階的に増やし細分化していく。

	メリット	デメリット
(案の1)	各階層間の間差額は平等になる。	低い階層と高い階層を比べると間差額が平等ではない。また、一部の利用者で新たな負担が生じる。高い階層の細分化はできるが、低い階層の細分化があまりできない。
(案の2)	低い階層と高い階層との不均衡は改善される。	一部の利用者で新たな負担が生じる。

保育所保育料（案）のシミュレーション

（資料４ - １ . ２ . ３）

（案の１） 現行の保育料を変更しないで、その保育料を基準に段階的に増額していく。

（案の２） 現行の保育料を一律で約 1 割増した保育料を基準に段階的に増額していく。

（案の３） 国の基準額の 7 割の額に設定する。

	メリット	デメリット
（案の１）	細分化した階層の保育料が低くなる。	現行の階層の保育料が変わらない。
（案の２）	低い階層の保育料が下がり、高い階層の保育料が上がり不均衡は改善される。	現行の階層の保育料が上がる。
（案の３）	町の軽減割合を各階層で統一できる。	一部の利用者に新たな負担が生じる。

(2) 幼稚園と保育所の保育料の不均衡を改善

幼稚園保育料と保育所保育料(案)の比較 (資料6)

幼稚園と保育所の保育料を比べると幼稚園の保育料の方が利用者にとって少ない額になっています。

各委員からの意見

幼稚園の保育料は利用者にとって少ない額になっている事実は、世帯収入により、あてはまらない場合もあるようだ。

保育所の保育料(所得に応じる)と幼稚園の保育料(各園で一律)の考え方の違い、保育時間にも差がある中で、何を基に比較し公平とするのかは難しいと思う。

保育所、幼稚園の預かる時間の長さやサービス内容が保護者の預ける目的の違いもあり、多少保育所の方の保育料が割高になるのは、致し方ないことだと思う。

(案の1) 幼稚園と保育所の預かる時間などのサービス内容に違

いがあることから改善は今後の状況で検討していく。

(案の2) 保育所の保育料の低い階層と高い階層の保育料の間

差額の幅を少なくする。

	メリット	デメリット
(案の1)	現状のままでは、高い階層は幼稚園保育料が低くなる。	現状のままでは、低い階層は幼稚園保育料が高くなる。
(案の2)	各階層の保育所保育料が幼稚園保育料に近くなる。	新たに町の追加負担が生じる。

(3) 保育認定の保育標準時間と保育短時間の保育料の見直し

保育標準時間認定の人は最大 1 日 11 時間まで利用でき、現行の町の保育料をそのまま採用しています。

保育短時間認定の人は最大 8 時間まで利用でき、保育標準時間の保育料に 98.3% (国の定めた割合) をかけた額に設定しています。

各委員からの意見

会議時間が少ない中、他市町とあまり差のない保育短時間の見直しはターゲットから外して良いと考える。

保育認定の標準時間と保育短時間の保育料の見直しについては、妥当なところだと考える。

保育標準時間と短時間の保育料の説明を受け、賛否を答えることは、委員として負担が大きいと感じた。

(案の1) 他市町村も 98.3%(国の示した割合)に設定しており

改善は今後の状況で検討していく。

(案の2) 保育標準時間の保育料に 11 分の 8 (時間数による

割合) をかけた額に設定する。

	メリット	デメリット
(案の1)	国の考え方どおりで、根拠のある数字となる。	時間数で見ると短時間利用者に不満が出る可能性がある。
(案の2)	時間数でみた場合の不満はなくなる。	町の追加負担が大きくなる。